

事 務 連 絡

平成23年9月8日

各都道府県障害保健福祉主管課 御中

厚生労働省社会・援護局

障害保健福祉部企画課

「平成23年台風12号」に関する介護給付費等及び
障害児施設給付費等の請求の取扱いについて

「平成23年台風12号」に関する障害者自立支援法に基づく介護給付費等及び児童福祉法に基づく障害児施設給付費等（以下「介護給付費等」という。）の請求に係る事務については、下記のとおり取り扱うこととするので、管内市町村、事業者等及び国民健康保険団体連合会（以下「国保連」という。）への周知について、遺漏なきようお願い申し上げます。

記

1 平成23年8月サービス提供分に係る介護給付費等の請求について

平成23年8月サービス提供分に係る介護給付費等の請求については、今般の台風の被災によりサービス提供記録等を滅失又は棄損した場合の対応として、概算による請求を行うことができるものであること。

2 概算請求を行う場合の取扱いについて

(1) 概算による請求を行う場合の取扱い

概算による請求を選択する障害福祉サービス等の事業所については、平成23年9月10日までに概算による請求を選択する旨、各国民健康保険団体連合会（以下「国保連」という。）に別紙の様式により届け出ること。ただし、災害救助法適用地域以外の区域に所在するものについては、罹災証明書又は罹災届出証明書を併せて各国保連に提出すること。

なお、届出が困難である事業所については、平成23年9月13日までに届出を行う取扱いとすること。また、提出期限に遅れたものについては、翌月以降に提出するものとする。

(2) 介護給付費等の算出方法

原則として平成23年4月サービス提供分から平成23年6月サービス提供分までの介護給付費等支払実績（過誤調整分を含む。）に基づき（当該障害福祉サービス等を行う事業所について特別な事情がある場合には、別途障害福祉サービス等の事業所と調整をする。）、下記に

より算出し支払を行うこととなること。

【障害者自立支援法に基づく介護給付費等】

$$\begin{array}{r} \text{平成23年4月～平成23年6月} \\ \text{介護給付費等支払額} \\ \hline \end{array} \times 31$$

91

【児童福祉法に基づく障害児施設給付費等】

$$\begin{array}{r} \text{平成23年4月～平成23年6月} \\ \text{障害児施設給付費等支払額} \\ \hline \end{array} \times 31$$

91

(3) この方法による請求を選択した障害福祉サービス等の事業所については、この方法による概算額をもって平成23年8月サービス提供分の介護給付費等支払額を確定するものであること。

(4) 概算請求が行われた介護給付費等に関する市町村等の支払については、障害福祉サービス等の事業所ごとに、平成23年4月から平成23年6月までの各市町村等の当該障害福祉サービス等の事業所に対する介護給付費等支払実績に基づき各国保連において按分する。

3 概算請求を行った事業者に係る事業運営安定化事業等の交付額の計算方法について

概算請求を行った事業者のうち、事業運営安定化事業、移行時運営安定化事業及び福祉・介護人材処遇改善事業の交付を受けている事業者への8月サービス提供分（9月請求分）に係る交付額については、上記2（2）の算出方法に準じ、計算を行うものとする。

4 その他の通常の方法による請求を行う場合の取扱いについて

平成23年8月サービス提供分（9月提出分）に係る請求明細書の提出期限については、原則として平成23年9月10日とするが、今般の台風の被災状況を鑑み、災害救助法適用地域に所在する障害福祉サービス等の事業所に限り、平成23年9月13日とする取扱いも可能とすること。

また、提出期限に遅れたものについては、翌月以降に提出するものとする。

なお、台風の影響によりインターネットによる電子請求が困難な事業所については、請求方法について国保連へ相談されたい。

(別紙)

平成23年台風12号に関する概算による
介護給付費等の請求に関する届出書(平成23年8月サービス提供分)

事業所番号

平成23年台風12号に関し、下記の要件に該当するため、8月サービス提供分について、概算による介護給付費等の請求を行います。

平成 年 月 日

請求事業所等
所在地 及び 名称 :

開設者名・事業者氏名 : 印

国民健康保険団体連合会 殿

平成23年台風12号により、サービス提供記録等が滅失又は棄損したため、通常の手続きによる請求を行うことが困難であること。

ただし、災害救助法適用地域以外の区域に所在する障害福祉サービス等の事業所については、罹災証明書又は罹災届出証明書を併せて各国保連に提出すること。